

令和4年度立入検査実施計画

公益社団・財団法人の立入検査

立入検査は、「概ね4年を目途にすべての法人に対する立入検査が一巡するスケジュールで実施する」とした「立入検査の考え方（平成29年3月23日一部改正）」の趣旨を踏まえて実施する。

なお、立入検査の年間スケジュールは原則として別紙のとおりとするが、下記のいずれかに該当する法人は、当スケジュールに関わらず立入検査を行う場合がある。

- (1) 提出される事業報告、その他の確認の結果、明らかに認定基準に違反するなど早急に改善が必要と認められる法人
- (2) 報告徴収を実施した法人のうち、当該報告書の内容の確認結果を踏まえ、是正が必要と認められる法人
- (3) 報道、関係機関からの通報等により、重大な認定基準違反、各種法令違反等の疑いが生じ、法人への聴き取り、任意照会等の結果、実態の確認を行う必要性が認められる法人

※ 上記に関する立入検査実施の要否については、あらかじめ滋賀県公益認定等委員会の承認を得て決定する。

〔重点検査事項〕

1. 基本的事項

公益法人は、公益認定申請等により公益法人として適格であることを認められた法人であり、実施事業の内容は、認定申請書等の記載内容に合致している必要があるとともに、公益認定の基準（認定法第5条各号）への適合が求められるため、特に以下の事項に関して重点的に検査を行う。

- (1) 公益目的事業およびそれ以外の事業の実施内容が、認定申請時（変更認定申請を含む。）や定期提出書類の記載内容と相違が無いか。
- (2) 公益目的事業において、不特定多数の者の利益の増進が図られているか。
- (3) 認定基準等に抵触している事項がある場合は、その解消に向けた具体の取組が明らかになっているか。

2. 法人が保有する財産の適切な運用・管理

- (1) 公益目的保有財産に位置づけられた資産について、継続して公益目的事業に使用されているか。
- (2) 公益目的事業財産について、公益目的事業以外への使用・処分はされていないか。
- (3) 寄附金、会費、補助金、事業対価収入等について、適切な収益計上、運用・管理が行われているか。

3. 法人自治（ガバナンスの確保）

- （1）公益法人関連法令・定款および各個別法令に基づいて、適切に運営されているか。
- （2）重要な決定事項について、法人内部での機関決定が適切に行われているか。
- （3）法人の理事、監事、および評議員は、その職責に応じた善管注意義務をもって、適切に職務に当たっているか。

4. その他立入検査において確認すべき主な事項

- （1）公益認定の審査における論点等に対して法人から提出された改善事項、認定後の監督において確認することとした事項、過年度の立入検査における指摘事項への対応、および過年度の報告徴収に対して提出された報告内容が適正に履行されているか。
- （2）公益目的事業をはじめとする事業や事務処理を実施する体制は確保されているか。
- （3）公益目的事業の実施に当たり、実態として、法人自らが当該事業を実施しているとは評価されない程度にまで、事業に必要な資源を外部に依存していないか。
- （4）公益法人会計基準に則った財務諸表およびこれに対する注記が適正に作成されているか。
- （5）発生する費用ごとに事業費と管理費が適正に配賦されているか。特に配賦基準（従事割合、面積、職員数等）により配賦している場合は、事業区分ごとの配賦割合が実態と整合しているか。
- （6）法人税の申告を行っている場合、税務申告の内容が事業報告等と整合しているか。

移行法人の立入検査

移行法人（公益目的支出計画を実施中の一般社団法人および一般財団法人をいう。以下同じ。）の立入検査については、移行法人が次の（1）から（3）のいずれかに該当し、公益目的支出計画の履行を確保できないと疑うに足りる相当な理由があるときに実施するものであることから、このような事態の発生に対応して臨時的に実施する。

- （1）正当な理由がなく、公益目的支出をしないこと。
- （2）各事業年度の公益目的支出が公益目的支出計画に定めた支出に比して著しく少ないこと。
- （3）公益目的財産残額に比して当該移行法人の貸借対照表上の純資産額が著しく少ないにもかかわらず、変更の認可を受けず、将来における公益目的支出計画の実施に支障が生ずるおそれがあること。

※ 移行法人に関する立入検査実施の要否については、あらかじめ滋賀県公益認定等委員会の承認を得て決定する。

「一般法人法」… 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）

「公益法人認定法」… 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）

「整備法」… 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）

【参考資料】 ①立入検査等の実施フロー（標準）②立入検査の考え方（滋賀県）

別紙

令和4年度(2022年度)立入検査実施計画

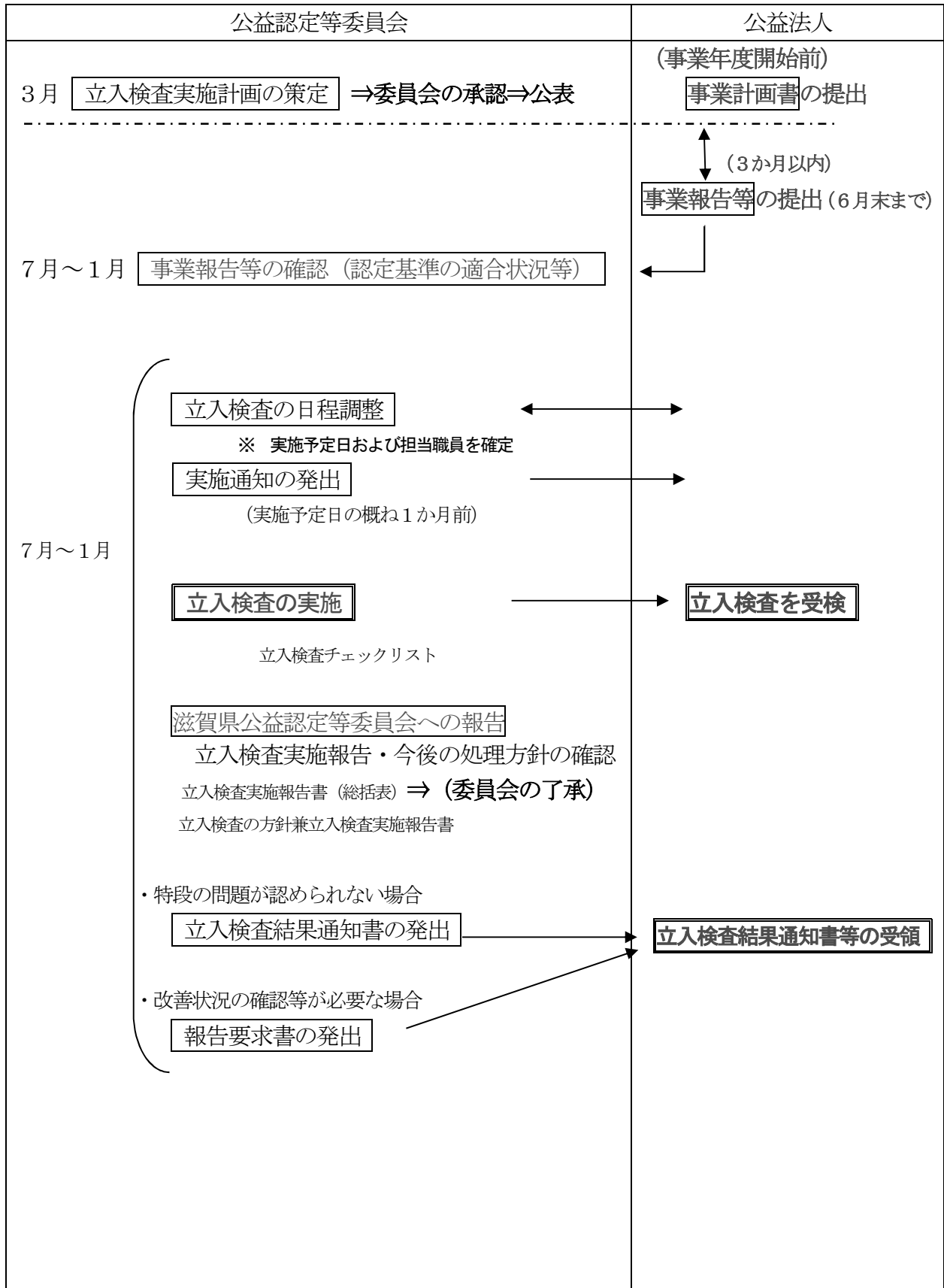
[令和4年度(2022年度)] 11法人 (令和4年6月10日修正)

NO.	法人名	事業年度	実施 予定時期	所要 人員	所要 日数	移行(公益 認定)年月日
1	(公社)水口青年会議所	1.1~12.31	R4.9-R5.1	2人	1.0日	H23.8.1
2	(公社)草津青年会議所	1.1~12.31	R4.9-R5.1	2人	1.0日	H24.12.3
3	(公財)竜王町地域振興事業団	4.1~3.31	R4.9-R5.1	2人	1.0日	H24.4.1
4	(公社)栗東市シルバー人材センター	4.1~3.31	R4.9-R5.1	2人	1.0日	H23.5.2
5	(公社)草津市シルバー人材センター	4.1~3.31	R4.9-R5.1	2人	1.0日	H23.5.2
6	(公社)東近江市シルバー人材センター	4.1~3.31	R4.9-R5.1	2人	1.0日	H23.5.2
7	(公社)守山市シルバー人材センター	4.1~3.31	R4.9-R5.1	2人	1.0日	H23.5.2
8	(公財)膳所焼美術館	4.1~3.31	R4.9-R5.1	2人	1.0日	H23.4.1
9	(公社)障害者雇用資格認定機構	7.1~6.30	R4.9-R5.1	2人	1.0日	H30.8.20
10	(公財)姉水会奨学財団	7.1~6.30	R4.9-R5.1	2人	1.0日	R2.6.18
11	(公財)日野町文化振興事業団	4.1~3.31	R4.9-R5.1	2人	1.0日	R3.12.1

立入検査等の実施フロー（標準）

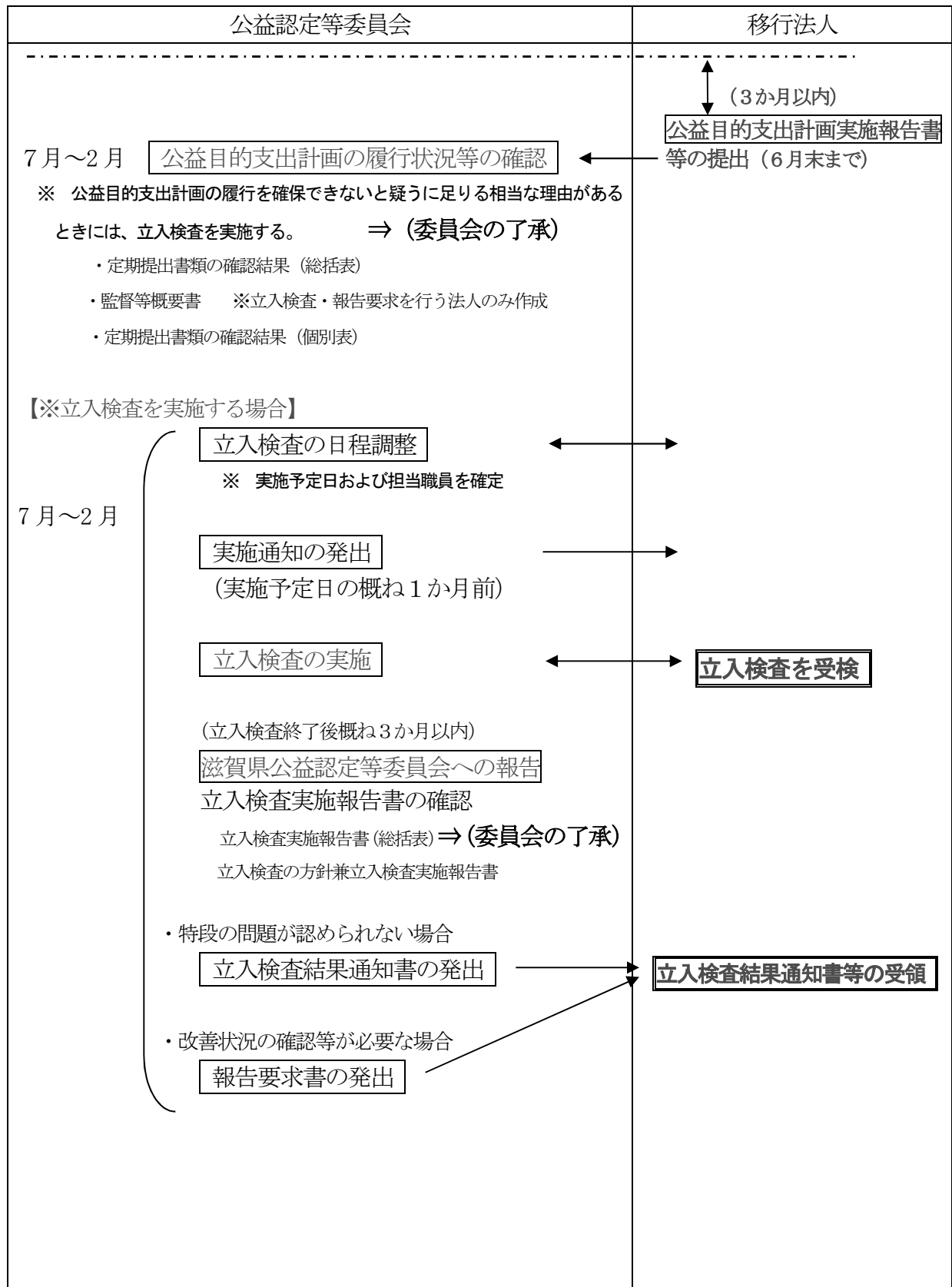
□ 公益法人

※ 事業年度が(4~3月)の法人の場合



□移行法人（公益目的支出計画実施中の一般法人）

※ 事業年度が(4～3月)の法人の場合



立入検査の考え方

平成22年8月30日
平成26年5月27日一部改正
平成29年3月23日一部改正
滋賀県

新公益法人⁽¹⁾および移行法人⁽²⁾の監督については、法令の規定に加えて基本的考え方を平成22年8月に滋賀県として取りまとめたところである。

監督の具体的措置のうち、立入検査は、新公益法人および移行法人の実態把握のための重要な手段のひとつである。「監督の基本的考え方」を踏まえ、新公益法人に対しては公益法人認定法、移行法人に対しては整備法に基づき、適正かつ効果的な監督を効率的に行うことができるよう、立入検査についての原則的な考え方を示すこととする。

- (1) 新制度の公益社団法人および公益財団法人をいう（特例民法法人から移行の認定（整備法第44条）を受けた場合と、新規設立の一般社団法人または一般財団法人が公益法人認定法第4条の認定を受けた場合は同様である。）。
- (2) 特例民法法人から移行の認可（整備法第45条）を受けて通常の一般社団法人または一般財団法人となり、公益目的支出計画を実施中である法人をいう。

1 新公益法人の立入検査

(1) 新公益法人の立入検査は、公益法人認定法第27条第1項で示された、「公益法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度において」、すなわち法令で明確に定められた新公益法人として遵守すべき事項に関する新公益法人の事業の運営実態を確認するという観点から行う。

(2) 概ね4年を目途に全ての法人に対する立入検査が一巡するスケジュールで実施することとする。

立入検査を適切なものとするために、年度当初までに立入検査に関する計画を毎年作成する。各新公益法人の事業の運営状況等に応じて立入検査の頻度を見直すなど、重点的かつ機動的な計画とする。

立入検査の対象となる新公益法人へは、立入検査実施予定日の概ね1か月前に立入検査の実施日時、場所等を通知する。

(3) 立入検査の中で、法人関係者から要請があった場合または必要であると判断する場合には、新公益法人制度に関する理解を深め、適切な法人運営の実施を支援する観点から、制度の詳細について説明等を行う。

(4) 公益認定審査等の際の監督担当者への送付事項等、定期提出書類、変更の届出、

報告徴収で得られた情報、外部から提供された情報等を活用し、公益目的事業の実態等立入検査を行わなければ確認が困難な事項を中心に、重点的に検査を実施する。現場における検査の状況等から検査対象事項を拡げる必要があれば、臨機応変に対応する。

法人運営全般については、理事および監事等法人運営に責任を持つ者から説明を求める。

- (5) 公益認定の基準または欠格事由等に関連する新公益法人の問題点が発覚した場合には、問題点の重大さを勘案して、適時適切に立入検査を実施する。

2 移行法人の立入検査

移行法人の立入検査については、整備法第 128 条第 1 項の規定に基づき、移行法人が、次の一から三のいずれかに該当すると疑うに足りる相当な理由があるときは、特例民法法人から一般法人への移行に係る整備法の規定の施行に必要な限度において立入検査を実施することとなる。

すなわち、立入検査を行う前提条件として、公益目的支出計画の履行を確保できないと疑うに足りる相当な理由があることが必要であり、移行法人に対する立入検査は事前に計画して行うものではなく、このような事態の発生に対応して実施する。

- 一 正当な理由がなく、整備法第 119 条第 2 項第 1 号の支出をしないこと。
- 二 各事業年度の整備法第 119 条第 2 項第 1 号の支出が、公益目的支出計画に定めた支出に比して著しく少ないこと。
- 三 公益目的財産残額に比して当該移行法人の貸借対照表上の純資産額が著しく少ないにもかかわらず、整備法第 125 条第 1 項の変更の認可を受けず、将来における公益目的支出計画の実施に支障が生ずるおそれがあること。

公益法人認定法 …… 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成 18 年法律第 49 号）

整備法 …… 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 50 号）